

太陽光発電施設設置に係る県内市町村取組状況等調査結果(H27.5末現在)

市町村名	法令等担当窓口 (課、係名)	届出等を要する法令等の有無	根拠規定	条例等名称	主な内容	条例	規則	要綱・要領	規定	基準	ガイドライン	許可・届出	住民への事前説明	事前協議	協定締結
諏訪市	生活環境課環境保全自然エネルギー推進係	○-有	○-条例	諏訪市自然環境保護条例	・パネル設置のみの場合は届出不要。(県条例に準じる) ・保護調整区域内での開発に限り、以下が伴う場合は、諏訪市自然環境保護条例第11条により届出が必要。①⑥⑧のみ協定締結が必要。 ①1ha以上の土地の形質変更 ②高さ13メートル以上又は延べ面積1,000㎡以上の建築物その他工作物の新・改・増築 ③長さ30m以上の送水管設置 ④高さ30m以上の鉄塔設置 ⑤20m以上のダム設置 ⑥長さ1,000m以上の車道設置 ⑦長さ100m以上の送電線設置 ⑧地下水を取水するための掘さく	○	○					○届出制	×-不要	×-不要	○-要
	生活環境課環境保全自然エネルギー推進係	○-有	○-条例	諏訪市景観条例	太陽光パネル設置に伴い、下記の行為が生じる場合には届出等の確認を要する。(一般地区の場合) ・一定規模を超える建築物・工作物を設置。 ・行為に係る土地の面積が3000㎡を超える開発行為。 ・行為に係る土地の面積が1000㎡を超える土地の開墾・土石の採取・鉱物の掘採その他の土地の形質変更。	○	○					○届出制	×-不要	×-不要	×-不要
	生活環境課環境保全自然エネルギー推進係	▼-検討中	☆-ガイドライン	諏訪市再生可能エネルギー利用施設の設置等に関するガイドライン	設置事業に係る届出等のルール										
茅野市	自然エネルギー推進室	○-有	☆-ガイドライン	茅野市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン	10kW以上の再生可能エネルギー発電設備が対象。						○	○届出制	○-要	×-不要	×-不要
	都市計画課	○-有	○-条例	茅野市景観づくり条例、茅野市景観計画	・10kW以上の太陽光発電発電設備(一般住宅等で自家消費を目的とするもの以外)が対象。 ・茅野市景観づくり条例第10条の規定に基づく届け出が必要。	○	○					◎許可制	×-不要	×-不要	×-不要
下諏訪町		×-無													
富士見町	総務課企画統計係	○-有	○-条例	富士見町環境保全条例	2,000㎡以上の用地で行う開発行為は許可申請が必要。環境保全審議会の開催。2,000㎡未満の場合該当なし。	○	○					◎許可制	○-要	○-要	×-不要
原村	建設水道課 環境係	○-有	○-条例	・原村環境保全条例 ・原村環境保全条例施行規則	・パネル設置のみの場合は届出不要。(県条例に準じる) ・宅地等開発地内で、1,000㎡以上の土地の形質変更を伴う場合は、開発行為の許可が必要。(保健休養地内は500㎡以上)	○	○					◎許可制	○-要	○-要	×-不要
	建設水道課 環境係	○-有	☆-ガイドライン	原村再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン	・一般住宅等で自家消費を主な目的とした発電設備については対象外 ・太陽光発電設備(10kw以上)、風力発電設備、その他発電設備						○	○届出制	○-要	×-不要	×-不要
伊那市	都市整備課計画係	○-有	○-条例	伊那市景観条例	高さ10mを超えるもの又は築造面積1,000㎡を超えるものは行為着手の30日前までに届出が必要。	○	○					○届出制	×-不要	×-不要	×-不要
	自然エネルギー推進係	○-有	☆-ガイドライン	伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン	太陽光は50kw以上、その他の再生可能エネルギーは10kw以上の設備を設置する場合の、計画・着工・変更・完了の届出、住民説明会の開催状況報告の提出を求めている。						○	○届出制	○-要	×-不要	×-不要
駒ヶ根市	環境課環境保全係	○-有	○-条例	駒ヶ根市景観条例	設置面積500㎡を超える地上設置型太陽光発電設備が対象	○						○届出制	×-不要	×-不要	×-不要
辰野町	住民税務課生活環境係	○-有	☆-ガイドライン	辰野町再生可能エネルギー発電施設の建設に関するガイドライン	発電施設容量が10kW以上の新設、増設、改修が対象。事業者は建設計画書、説明会実施状況調書(太陽光は50kW以上)、設置届、廃止届を町に提出する。						○	○届出制	○-要	○-要	×-不要
箕輪町	生活環境課生活環境係	○-有	☆-ガイドライン	箕輪町再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドライン	10KW以上の太陽光・小水力・風力発電設備を建設する場合、町への計画・着工・完了に関する届出、住民等への説明会の実施に努めなければならない。						○	○届出制	○-要	×-不要	×-不要
飯島町	住民税務課生活環境係	○-有	○-条例	飯島町地域自然エネルギー基本条例	飯島町の自然エネルギーの活用に関する基本理念を定め、町、町民及び事業者の役割を明確にした。	○						○届出制	×-不要	×-不要	×-不要

太陽光発電施設設置に係る県内市町村取組状況等調査結果(H27.5末現在)

市町村名	法令等担当窓口 (課、係名)	届出等を要する法令等の有無	根拠規定	条例等名称	主な内容	条例	規則	要綱・要領	規定	基準	ガイドライン	許可・届出	住民への事前説明	事前協議	協定締結	
上伊那	飯島町	住民税務課生活環境係	○-有	△-要綱、要領	飯島町自然エネルギー活用発電施設設置手続きに関する規則	関係法令：飯島町自然エネルギー活用発電施設設置手続きに関する規則 事業者が行う手続きを明確にした。発電施設の容量が10kW以上の新設・増設、大規模な改修を行う場合を対象。(対象：太陽光・小水力・風力・バイオマス・その他自然エネルギーによる発電施設) ①事業者は事業計画が明らかになった時点で、発電施設設置計画書に必要書類を添付して、町へ提出する。 ②事業者は、事前に当該地域(発電施設からの距離100m、風力発電は600m以内)を含む区、耕地・自治会及び隣接の区、耕地・自治会の住民等に対し、十分な事業説明を行う。 ③事業説明会で出た意見を議事録とし、区及び耕地・自治会との協議結果を、発電施設等の設置計画同意書(区、耕地・自治会長の同意書)に添付して、町に届ける。 関係法令：飯島町さわやか環境保全条例 ・事業者は、環境の保全に関する協定の締結	○	○					○届出制	○-要	○-要	○-要
	南箕輪村	住民福祉課生活環境係	○-有	☆-ガイドライン	南箕輪村再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドライン	10kW以上の再生可能エネルギー施設建設等をする場合、村への計画・着工・完了に関する届出、住民等への説明会の実施に努めなければならない。					○	○届出制	○-要	×-不要	×-不要	
	中川村	建設水道課 建設係	○-有	○-条例	中川村美しい村づくり条例	最大総出力100kW又は設置面積1,000㎡を超えるもの	○					○届出制	×-不要	○-要	×-不要	
		住民税務課 生活環境係	○-有	☆-ガイド	中川村再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドライン	最大総出力10kWを超えるもの					○	○届出制	×-不要	○-要	×-不要	
	宮田村	みらい創造課	○-有	☆-ガイドライン	再生可能エネルギー発電施設建設ガイドライン	発電施設の容量が10キロワット以上の新設、増設、改修(以下「建設等」という。)を対象とする。 太陽光発電施設、小水力発電施設、風力発電施設、その他再生可能エネルギー発電施設					○	○届出制	○-要	×-不要	×-不要	
	飯田市	地域計画課 開発指導係	○-有	○-条例	飯田市土地利用調整条例	関係法令：なし 行為に係る土地の面積が1,000㎡を超えるものは届出を要し、行為に対する基準である特定開発事業等の基準への適合を求める。 基準に適合しない場合は、指導・勧告・公表を行う。 届出の一部は該当地域の地域協議会の長へ通知し、地域協議会の長は地域土地利用計画の推進の見地から意見を述べることができるほか、必要と認める場合は届出者に対し説明会の開催を要請するよう市長に申し出ることができる。それを受けて市長は必要と認める場合は届出者に対し説明会の開催を要請する。 勧告・公表にあたっては、あらかじめ該当地域の地域協議会及び飯田市土地利用計画審議会の意見を聴く(公表は審議会のみ)。	○	○				○届出制	×-不要	×-不要	×-不要	
		地域計画課 開発指導係	○-有	○-条例	飯田市景観条例	関係法令：景観法 行為に係る土地の面積が1,000㎡を超えるものは届出を要し、行為に対する基準である景観育成基準への適合を求める。 基準に適合しない場合は、指導・勧告・公表・変更命令等を行う。 届出の一部は該当地域の地域協議会の長へ通知し、地域協議会の長は地域景観計画の推進の見地から意見を述べることができるほか、必要と認める場合は届出者に対し説明会の開催を要請するよう市長に申し出ることができる。それを受けて市長は必要と認める場合は届出者に対し説明会の開催を要請する。 勧告・公表・変更命令等にあたっては、あらかじめ該当地域の地域協議会及び飯田市土地利用計画審議会の意見を聴く(公表は審議会のみ)。	○	○				○届出制	×-不要	×-不要	×-不要	
		地域計画課 開発指導係	○-有	△-要綱、要領	太陽光発電設備を設置する場合の届出等取扱い要領	関係法令：景観法、飯田市景観条例、飯田市土地利用調整条例 土地に自立して設置する太陽光発電設備について、「土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更」に該当し、これらの規定による届出が必要とする行為として取扱うものとする。		○				○届出制	×-不要	×-不要	×-不要	
		環境課環境保全係	○-有	○-条例	飯田市環境保全条例	条例に基づき、3か所の自然環境保全地区を指定。指定地区内の山林または原野を一定規模以上開発する場合は、当該行為開始30日前までに届け出が必要。 ・大平地区 ・竜西地区(山本、三穂、川路を中心とする地区) ・竜東地区(龍江、上久堅、千代を中心とする地区)	○	○				○届出制	×-不要	×-不要	×-不要	
	松川町	環境水道課環境係	○-有	★-その他(規程・要綱)	松川町自然エネルギー利用推進方針	町、町民等、自然エネルギー事業者は基本理念に沿って自然エネルギー利用を推進する。					○	×届出不要	×-不要	×-不要	×-不要	
下伊		まちづくり政策課まちづくり推進係	○-有	○-条例	松川町土地利用の届出等に関する条例	太陽光発電設備について土地の形質の変更に該当し、面積が500㎡を超えるものは着手60日前までに届け出が必要。	○	○				○届出制	○-要	×-不要	×-不要	

太陽光発電施設設置に係る県内市町村取組状況等調査結果(H27.5末現在)

市町村名	法令等担当窓口 (課、係名)	届出等を要する法令等の有無	根拠規定	条例等名称	主な内容	条例	規則	要綱・要領	規定	基準	ガイドライン	許可・届出	住民への事前説明	事前協議	協定締結	
山形村		×-無														
朝日村		×-無														
筑北村		×-無														
北安曇	大町市 建設課	○-有	△-要綱、要領	大町市開発指導要綱	(1) 開発行為において、開発区域の面積が1,000平方メートル以上のもの (2) 土地に自立した太陽光発電設備又は資材置場の建設等、現状の土地利用を著しく変更する行為で、開発区域の面積が1,000平方メートル以上のもの (3) 前2号に該当する行為において、施工時期にかかわらず、当該行為と一体的な行為と認められるもので、その合計面積が1,000平方メートル以上のもの。ただし、その行為が周辺環境に及ぼす影響が小さいと認められる場合を除く。 (4) 建築物等の建築において、建築面積が1,000平方メートル以上のもの又は中高層建築物。ただし、その行為が周辺環境に及ぼす影響が小さいと認められる場合を除く。 (5) その他市長が必要と認めるもの			○				○届出制	×-不要	○-要	×-不要	
	池田町 総務課町づくり推進係	○-有	○-条例	池田町の土地利用及び開発指導に関する条例	10mを超えるものは申請が必要。更に開発区域が500mを超えるものは住民説明会等が必要。また、エリアにより設置の可否が異なる。屋根設置は対象外。	○	○					◎許可制	○-要	○-要	○-要	
	松川村 総務課政策企画係	○-有	○-条例	松川村むらづくり条例	関係法令：松川村むらづくり条例 ①新規に地面に設置する場合 土地の区画形質を変更する行為又は現状の土地利用を著しく変更する行為で、その面積が500平方メートルを超えるもの ②既存施設の屋根等を利用して設置する場合 上記①の手続きを過去に行っている場合は変更届。それ以外は上記①を同じ	○	○	○				◎許可制	○-要	○-要	○-要	
	白馬村 総務課企画係	○-有	○-条例	白馬村環境基本条例	関係法令：景観法 工作物の建設等で高さ18mを超えるもの又は、土地の形質変更等が3,000平方メートルを超える事業。着手3ヶ月前までに事前協議を行い、村長との環境保全協定の締結が必要。	○	○						◎許可制	○-要	○-要	○-要
	小谷村		×-無													
長野市	都市計画課	○-有	○-条例	長野市風致地区内における建築等の規制に関する条例	風致地区内で建築等の行為を行う場合には、風致地区の規制に関する許可が必要。	○	○					◎許可制	×-不要	×-不要	×-不要	
	まちづくり推進課	○-有	○-条例	長野市の景観を守り育てる条例	1,000mを超える建築物・工作物を建設する又は3,000mを超える土地の形質の変更を行う場合は、工事着手の30日前までに届出が必要。	○	○					◎許可制	×-不要	×-不要	×-不要	
	環境政策課	○-有	○-条例	長野市自然環境保全条例	保全地域内において、建築等の行為をする場合は許可が必要。	○	○					◎許可制	×-不要	×-不要	×-不要	
	環境政策課	▼-検討中	☆-ガイドライン	長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン												
須坂市 政策推進課 政策秘書係	○-有	★-その他(規定、基準等)	開発行為等調整委員会内部規定	【まちづくり課】景観法に基づく事前届出は、須坂市景観計画に定める「一般地域(面積1,000㎡)」、「景観育成重点地区(300㎡)」を超えた場合に必要。【農業委員会】農地法4条1項の規定による農地転用許可申請が必要。				○				○届出制	×-不要	○-要	×-不要	
千曲市	建設課建築監理係	○-有	△-要綱、要領	千曲市宅地開発等指導要綱	1000㎡以上の宅地開発等をおこなう場合、当該計画を市長に協議しなければならない。			○				○届出制	○-要	○-要	○-要	
	都市計画課計画係	○-有	○-条例	千曲市美しいまちづくり景観条例	関係法令：景観法 農地転用等で1000㎡を超える土地の形質の変更を行う場合に届け出が必要。	○	○					○届出制	×-不要	×-不要	×-不要	
坂城町		×-無														
小布施町 建設水道課都市計画係	○-有	○-条例	○-条例	小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例	【建設水道課】景観計画区域における行為の届出・事前協議が必要。	○	○					○届出制	×-不要	○-要	×-不要	
高山村	総務課企画財政係	○-有	○-条例	高山村開発行為の調整に関する条例	1000㎡以上の土地の区画若しくは形質の変更又は建築物等を建設する行為	○	○					◎許可制	×-不要	○-要	×-不要	
	総務課企画財政係	○-有	○-条例	高山村景観条例	太陽電池モジュールの合計面積が500mを超えた場合に届出	○	○					◎許可制	×-不要	×-不要	×-不要	
信濃町 総務課まちづくり企画係	○-有	△-要綱、要領	○-条例	信濃町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱	施行区域の面積が1,000㎡以上を越える場合、別途定める指導基準により対応			○				○届出制	○-要	○-要	○-要	

北安曇

長野

太陽光発電施設設置に係る県内市町村取組状況等調査結果(H27.5末現在)

市町村名	法令等担当窓口 (課、係名)	届出等を要する法令等の有無	根拠規定	条例等名称	主な内容	条例	規則	要綱・要領	規定	基準	ガイドライン	許可・届出	住民への事前説明	事前協議	協定締結
飯綱町	住民税務課生活環境係	○-有	○-条例	飯綱町自然環境保全条例施行規則	関係法令:自然環境保全条例。建築物1棟の延べ床面積が400㎡以上、建築物等の高さ10m以上の建設、その他自然環境の保全に支障を及ぼすおそれのある地形の変更、施設の設置。 地域住民組織からの意見聴取。自然環境保全協定の締結。	○	○					◎許可制	○-要	○-要	○-要
小川村		×-無													
中野市		×-無													
飯山市	まちづくり課まち並整備係	○-有	○-条例	飯山市景観条例施行規則	関係法令:飯山市景観条例 電気供給施設、通信等施設の新設・増設・改築又は移転について、高さ8メートル又は築造面積20平方メートルを超える場合。	○	○					○届出制	×-不要	×-不要	×-不要
山ノ内町		▼-検討中													
木島平村	民生課生活環境室	○-有	○-条例	木島平村自然保護条例	関係法令:自然環境保全法 工作物の建設等で高さ15mを超えるもの又は延べ面積500㎡を超える場合。 別途定める許可・指導基準により対応する。	○	○					◎許可制	×-不要	○-要	×-不要
野沢温泉村	観光産業課 商工観光係	○-有	○-条例	野沢温泉村うるおいのある美しいまちづくり条例	関係法令:野沢温泉村うるおいのある美しいまちづくり条例 建築物、工作物、広告物の建設等・土地の変更・その他景観に影響を及ぼす行為に対し届け出を求め、街づくり推進委員会において指導助言を行う	○	○					○届出制	×-不要	×-不要	×-不要
栄村	商工観光課	○-有	○-条例	栄村自然環境保護条例	関係法令:自然環境保護条例 工作物の建設等で高さ16m以上又は延面積500㎡以上、1.0ha以上の立木伐採の場合届出	○						◎許可制	○-要	○-要	×-不要

北信

○県内市町村において太陽光発電施設(1件当たりの設置面積1,000㎡以上のもの又は発電設備容量が1,000kW以上のもの)を設置する場合に対象となる条例等を掲載しています(H27.5末時点)。

なお、本表は県独自に取りまとめたものであり、開発にあたっての参考として掲載しています。また、本表に記載されていない市町村の規制等がある場合もありますので、詳細については該当市町村にお問い合わせください。

○本表における「許可制」、「届出制」、「届出不要」の基準

・「許可制」

条例等で基準を設け、その基準に適合しない場合には事業者に対し是正を求め、是正されない場合には事業者に対して不利益処分(※)を行うことが予定されているもの。

※不利益処分は、罰則、公表等の事業者の不利益となるものであり、勧告は含まれない。

・「届出制」

事業者に対し、市町村がその事業内容を把握することが可能となる手続を求めているもの。

・「届出不要」

事業者に対し、市町村がその事業内容を把握することが可能ではない手続を求めているもの。(例:事業者に対して近隣住民への説明のみを求めている場合。)